平成26年度
定時株主総会
招集ご通知

開催日時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

開催場所　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号
新東京ビル３階　当社本店大会議室（306区）

目　次

平成26年度定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告…… 3
連結計算書類…… 18
計算書類…… 27
監査報告書…… 37
株主総会参考書類…… 42

明和産業株式会社

証券コード：8103

[証券コード 8103]
平成27年６月５日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内三丁目３番１号
明和産業株式会社
代表取締役社長　山　邉　福二郎

平成26年度定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1.日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前９時30分を予定しております）

2.場　　所　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号　新東京ビル３階　当社本店大会議室（306区）
（裏表紙の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください）

3.株主総会の目的事項

報 告 事 項　(1) 平成26年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
(2) 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役７名選任の件

4.招集にあたっての決定事項

（1）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

（2）議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません。
◎当日ご出席の際は、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎当日は、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項に関し修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社のホームページ（http://www.meiwa.co.jp/）に掲載いたします。

(報告事項に関する添付書類)

事業報告
(平成26年４月１日から　平成27年３月31日まで)

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国においては、製造業の生産が低迷したものの個人消費が堅調に推移したこと等により景気は緩やかに拡大し、ユーロ圏においては、製造業の生産が増産基調であり個人消費も緩やかながら増加したため景気の回復基調が続きました。一方、当社グループの事業において重点戦略国である中国においては、製造業の生産は前年度並みに推移したものの輸入が大幅に低迷し自動車販売台数の伸び率も大幅に減少するなど経済成長率は一段と鈍化しており、東南アジア諸国においても、景気の回復は緩やかなものにとどまりました。

こうした中、わが国経済は、年度後半は輸出や設備投資が増加基調で推移し回復傾向に転じたものの、年度前半の消費税率引き上げの反動減や円安の影響による輸入価格の上昇ならびに設備投資の低迷等により、通期では５年ぶりのマイナス成長になることが見込まれております。

このような状況の下、当連結会計年度の業績については、石油製品の中国及び国内取引やレアアースの輸入取引等が堅調に推移し、合成樹脂及び建材等の国内取引は概ね前年度並みに推移したため、石油化学品や炭素製品等の輸入取引は低調に推移しましたが、主要事業である化学品・石油製品、機能材料、合成樹脂・建材の各関連事業の売上高は前年度を上回り1,446億７千４百万円（前年度比3.7%増）と増収になりました。

一方、利益面については、営業利益は、売上総利益率の減少や販売管理費の増加により20億１千９百万円（同26.8%減）となりましたものの、経常利益は、石油製品関連の投資先からの受取配当金の増加等により36億６千５百万円（同1.8%増）となりました。

これらの結果、当期純利益は、25億２千６百万円（同3.8%増）と増益になりました。

なお、事業別の業績は、次のとおりであります。

事業別売上高

区　　分	前　　期		当　　期		前期比増減	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
化学品・石油製品関連事業	74,119	53.1	76,508	52.9	2,389	3.2
機能材料関連事業	10,731	7.7	13,219	9.1	2,487	23.2
合成樹脂・建材関連事業	52,222	37.4	52,542	36.3	320	0.6
その他事業	2,478	1.8	2,404	1.7	△74	△3.0
合　　計	139,551	100.0	144,674	100.0	5,123	3.7

（注）前連結会計年度まではセグメント別の業績は「化学品・石油製品関連事業」「合成樹脂・建材関連事業」「食料・金属関連事業」に区分して説明しておりましたが、組織構造の変更に伴い業績管理区分を変更したことにより、当連結会計年度から「化学品・石油製品関連事業」「機能材料関連事業」「合成樹脂･建材関連事業」「その他事業」に区分して説明しております。
なお、事業別の業績については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

【化学品・石油製品関連事業】

石油化学品は、円安の影響を受け引き続き輸入取引の減少等により低調に推移しました。塗料樹脂等の化工品は堅調に推移しましたが、炭素製品は輸入取引の不調により低調に推移しました。石油製品は、潤滑油類等の貿易取引及び国内取引は堅調に推移し、潤滑油類の中国国内取引は前年度並みに推移しました。

その結果、売上高は765億８百万円（前年度比3.2%増）となりました。また、セグメント利益につきましては、価格転嫁の遅れによる売上利益の減少及び販売管理費の増加により13億３千４百万円（同24.7%減）となりました。

【機能材料関連事業】

レアアースは、引き続き需要が持ち直し取扱量が増加したことにより好調に推移しました。難燃剤は、自動車関連が堅調に推移したものの家電関連が依然として厳しく、低調に推移しました。電池関連部材は、競争激化により依然として厳しい環境にあり低調に推移しました。

その結果、売上高は132億１千９百万円（前年度比23.2%増）となりました。また、セグメント損失につきましては、販売管理費の増加により２千万円（前年度は11百万円の利益）となりました。

【合成樹脂・建材関連事業】

合成樹脂は、自動車関連及びフィルム関連取引が前年度並みに推移しました。建材は、引き続き需要が回復傾向にあるものの建築現場における人手不足や天候不順等による工期の遅れ等の影響もあり、前年度並みに推移しました。金属製品は、タービンローラ等の輸出取引が回復しました。

その結果、売上高は525億４千２百万円(前年度比0.6%増) となりました。また、セグメント利益つきましては、販売管理費の増加により４億１千６百万円（同40.3%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に除却、売却した主要な設備、そのほか特記すべき設備投資並びに設備の新設、撤去、滅失はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に増資又は社債発行など、特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

平成26年４月からスタートした３ヶ年の中期経営計画における中長期ビジョン「自らの機能の強化と、成長への挑戦によって顧客により高い価値を提供する」を踏まえ、事業の拡大と経営管理基盤の強化を目指し、７つの重点戦略に取り組んでおります。

［成長事業戦略］

① 中国全土に跨る拠点網を活用した潤滑油等の販売拡大

中国経済は減速化傾向ではあるものの依然として高成長を続けており、建設機械・農業機械・空調機器等の生産増により潤滑油需要はさらに拡大することが見込まれます。当期は、既に中国全土に保有しております物流・販売体制の強化のため、産業機械潤滑油、高級潤滑油、冷凍機油原料油に組織の再編成を行いました。中国国内で出資を行っている潤滑油製品生産企業との関係維持・強化と、物流・販売体制のさらなる強化により、中国における潤滑油ビジネスの拡大に取り組んでまいります。

② 電池関連部材の拡販

電池関連市場は、環境保護の観点から用途の拡大等により成長が見込まれます。電池関連の大きな成長市場として有望である中国において、当社グループのネットワークを活用することが可能であり、製品確保のために中国国内の負極材中間製品製造業への出資を行っております。当期は、自動車関連の需要が低迷し進捗が遅れているものの、原料黒鉛から負極材・電解液など

のバリューチェーンの各段階に係り取引を拡大するとともに、複合的価値の提供に取り組んでまいります。

③ 環境関連商材の中国・ベトナムマーケットでの取組み拡大

中国において省エネや汚染物質の排出削減が大きな目標とされ、東南アジア各国においても環境関連商材の需要は高まっており、当社グループの中国全土に跨るネットワークを活かし、中国・ベトナムにおいて水処理商材の取引強化を図るとともに、調達力の高い活性炭取引の用途拡大による取引拡大に取り組んでおります。

[基盤事業戦略]

④ アジア経済圏との取引拡大

アジア経済圏は今後も高い成長を見込める市場であり、取引先メーカーとの協同・連携を強化し共同投資等により海外展開を図っております。当期は、タイ・インドネシア拠点の設立および準備活動を進めており、中国および東南アジア拠点の機能を活用しアジア経済圏への取り組みを強化してまいります。

⑤ バリューチェーンの拡充

国内市場において商材によっては、需要縮小や競争力低下により業界再編が進むことが予想され、より付加価値の高い取引が必要となってきております。そのため、当社グループ固有の取引先ネットワークを活かし、川上から川下までのバリューチェーンにおいて、事業投資やOEM等により関与する領域の拡大を図っており、当期は、タイ・ミャンマーにおける難燃剤展開、中国における自動車プラスチック部品設計会社設立に参画、東南アジアにおける加工拠点の増加等に取り組んでおります。

[人事戦略]

⑥ グローバル人材の育成

海外事業展開の拡大を進めるため、成長の実現に必要な人材の採用・育成・活用を強化するとともに、海外拠点におけるナショナルスタッフの育成と登用を推進しております。

[経営管理戦略]

⑦ 経営管理体制の充実

事業投資先等のプロジェクト運営体制を強化し、海外取引拡大に向けた海外拠点体制の整備と東南アジア拠点の拡充を図っております。

今後も、企業の社会的責任を果たすために、コンプライアンスとリスク管理を徹底し、内部統制システムの整備を推進するとともに、積極的に環境マネジメントに取り組み、社会の持続的な発展に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの事業活動にご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分	平成23年度 第93期	平成24年度 第94期	平成25年度 第95期	平成26年度 (当期)第96期
売　上　高（百万円）	158,033	131,121	139,551	144,674
経　常　利　益（百万円）	3,863	2,857	3,600	3,665
当期純利益（百万円）	2,308	1,682	2,433	2,526
１株当たり当期純利益（円）	55.27	40.30	58.28	60.50
総　資　産（百万円）	58,832	57,264	62,993	63,000
純　資　産（百万円）	16,893	19,347	22,029	26,286
１株当たり純資産（円）	401.34	459.81	523.62	624.81

（注）1.　１株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2.　１株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年３月31日現在）

①　親会社との関係

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
十全株式会社	73	90.4	化学品、食品添加物、薬剤、資材、管材料の販売
東京グラスロン株式会社	100	97.1	断熱材、新建材の販売
ソーケン株式会社	20	100.0	断熱材、新建材の販売
株式会社明和セールス	50	51.0	硝子製品、陶磁器、雑貨の販売
	百万人民元		
明和産業（上海）有限公司	23	100.0	石油、化学品、合成樹脂製品等の販売

(7) 主要な事業内容

(平成27年３月31日現在)

事業セグメント	主　要　製　品
化学品・石油製品関連事業	有機及び無機工業薬品、石油化学製品、食品添加剤、農薬、医薬品、合成ゴム、肥料、炭素製品、各種石油製品等
機能材料関連事業	電池材料、レアメタル、難燃剤、水処理・環境商材等
合成樹脂・建材関連事業	合成樹脂原料並びに製品、防水資材・断熱材・木材・新建材等の建築資材、木材製品、金属製品等

(注) 前連結会計年度までは「化学品・石油製品関連事業」「合成樹脂・建材関連事業」「食料・金属関連事業」に区分しておりましたが、当連結会計年度から「化学品・石油製品関連事業」「機能材料関連事業」「合成樹脂・建材関連事業」「その他事業」に区分しております。

(8) 主要な事業所等

(平成27年３月31日現在)

当　社	国内	本店（東京都千代田区） 大阪支店（大阪府大阪市)、名古屋支店（愛知県名古屋市) 九州営業所（福岡県福岡市）
	海外	中国駐在員事務所（北京、太原、上海、成都、長沙） ベトナム駐在員事務所（ホーチミン） 韓国駐在員事務所（ソウル）
子会社	国内	十全株式会社（東京都千代田区） 東京グラスロン株式会社（東京都千代田区） ソーケン株式会社（大阪府豊中市） 株式会社明和セールス（東京都千代田区）
	海外	明和産業（上海）有限公司 Meiwa Vietnam Company Limited

(9) 従業員の状況

(平成27年３月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前年度末比増減
化学品･石油製品関連事業	225名 [11名]	―
機能材料関連事業	20名 [5名]	―
合成樹脂･建材関連事業	126名 [11名]	―
その他事業	28名 [16名]	―
全社(共通)	70名 [4名]	―
合計	469名 [47名]	14名増 [増減なし]

(注) 1. 従業員数には、当社グループ外への出向者を除き、当社グループへの出向者を含み、海外現地採用者139名が含まれております。
2. 臨時従業員数は [ ] 内に所定労働時間換算による人員を外数で記載しており、嘱託及び契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び海外駐在員事務所に所属している従業員であります。
4. 当連結会計年度より、新しい事業区分に変更したため、セグメント別の前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
191名 [17名]	2名減 [1名減]	42.2才	17.5年

(注) 1. 従業員数は、出向者を除き、当社への出向者を含み、海外現地採用者17名が含まれております。
2. 臨時従業員数は [ ] 内に外数で記載しており、嘱託及び契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年齢、平均勤続年数は、臨時従業員、海外の現地採用者、当社への出向者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

(平成27年３月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,218百万円
株式会社みずほ銀行	990百万円
明治安田生命保険相互会社	500百万円
株式会社八十二銀行	485百万円

2．会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　100,000,000株

(2) 発行済株式の総数　41,780,000株　(自己株式16,726株を含む)

(3) 株主数　3,481名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱商事株式会社	13,806	33.06
三菱化学株式会社	4,079	9.77
旭硝子株式会社	3,849	9.22
東京海上日動火災保険株式会社	1,557	3.73
明治安田生命保険相互会社	1,463	3.51
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,460	3.50
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	956	2.29
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	840	2.01
日本証券金融株式会社	819	1.96
平山みどり	780	1.87

(注) 1. 持株比率は自己株式（16,726株）を控除して算出しております。
2. 上記株主の英文名は、㈱証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	山　邉　福二郎		クミ化成株式会社　社外取締役
常務取締役	向　井　明　紀	職能部門管掌 兼経理本部長	明和産業（上海）有限公司　董事 クミ化成株式会社　社外監査役
常務取締役	松　井　淳　一	営業部門管掌 兼化学品・石油製品本部長	明和産業（上海）有限公司　董事 十全株式会社　取締役
常務取締役	占　部　　博	大阪支店長	
取　締　役	長谷川　　龍	監査室長 兼経営企画担当	明和産業（上海）有限公司　董事
取　締　役	南　　敏　文		弁護士
取　締　役	副　島　大　資		三菱商事株式会社　化学品グループ フェニックス部長
常勤監査役	松　前　廣　礼		
監　査　役	和　田　光　弘		三菱化学株式会社　監査室
監　査　役	北　島　雅　幸		三菱商事株式会社　化学品グループ 管理部長
監　査　役	木　下　勝　也		旭硝子株式会社　化学品カンパニー 管理室長

(注) 1. 取締役南敏文、副島大資の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役和田光弘、北島雅幸、木下勝也の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役松前廣礼氏は、当社経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役北島雅幸氏は、三菱商事株式会社の経理部門等において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役木下勝也氏は、旭硝子株式会社の経理部門等において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
   (1) 取締役副島大資氏は、平成26年６月27日開催の定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
   (2) 取締役池田成昭氏は、平成26年６月27日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

7. 当事業年度中の取締役の地位･担当等の異動

（1）平成26年10月１日付で取締役の担当が次のとおり異動いたしました。

地　位	氏　名	新	旧
取　締　役	長谷川　　龍	監査室長 兼経営企画担当	経営企画担当

（2）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

	支　給　人　数	報 酬 等 の 総 額
取　締　役（うち社外取締役）	８名（２名）	118百万円（14百万円）
監　査　役（うち社外監査役）	４名（３名）	31百万円（14百万円）
合　　計	12名（５名）	149百万円（28百万円）

（注）1. 上記の支給人数には、平成26年６月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

2. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額６百万円（取締役５百万円、監査役０百万円）が含まれております。なお、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額は含まれておりません。

3. 当社は、平成26年６月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しており、上記報酬等の総額に含まれる役員退職慰労引当金の増加額は、役員退職慰労金制度廃止前に計上したものであります。なお、過年度及び当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額の合計につきましては、当事業年度に固定負債のその他として計上しております。

4. 上記の報酬等の総額のほか、平成26年６月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役１名に対し１百万円支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地　位	氏　名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	南　　敏　文	弁護士	特別の関係はありません。
	副　島　大　資	三菱商事株式会社 化学品グループフェニックス部長	三菱商事㈱は、当社の事業と同一の部類であるとともに主要株主であり、商品の販売等の取引関係があります。
社外監査役	和　田　光　弘	三菱化学株式会社監査室	当社は三菱化学㈱と商品の販売等の取引関係があります。
	北　島　雅　幸	三菱商事株式会社 化学品グループ管理部長	三菱商事㈱は、当社の事業と同一の部類であるとともに主要株主であり、商品の販売等の取引関係があります。
	木　下　勝　也	旭硝子株式会社 化学品カンパニー管理室長	当社は旭硝子㈱と商品の販売等の取引関係があります。

(注) 取締役南敏文、監査役和田光弘、木下勝也の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	南　　敏　文	当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し(出席率100%)、法曹界における豊富な経験と知見に基づいた専門的な見地から、経営全般に対して提言を行っております。
	副　島　大　資	取締役就任後に開催した取締役会11回の全てに出席し(同100%)、企業運営における経験と知見に基づいた専門的見地から、適宜、意見を行っております。
社外監査役	和　田　光　弘	当事業年度に開催した取締役会13回、監査役会７回の全てに出席し（同100%)、内部監査部門における豊富な経験と知見に基づいた専門的見地から、適宜、意見を行っております。
	北　島　雅　幸	当事業年度に開催した取締役会13回中10回（同77%)、監査役会７回中６回に出席し（同86%)、財務・会計部門における豊富な経験と知見に基づいた専門的見地から、適宜、意見を行っております。
	木　下　勝　也	当事業年度に開催した取締役会13回、監査役会７回の全てに出席し（同100%)、財務・会計部門や企業運営における経験と知見に基づいた専門的見地から、適宜、意見を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、８百万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、明和産業（上海）有限公司は、Deloitte Touche Tohmatsuの監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」が平成27年５月１日に施行され、会計監査人の選任及び解任ならびに再任しないことに関する議案の決定権限は監査役会が有することになりましたが、上記は事業年度末日の方針を記載しております。

5．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）

当社は、取締役会において決議した会社法（第362条第４項第６号）に定める内部統制の整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを構築し運用しております。

本基本方針の概要は次のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役が法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「役職員行動規範」「コンプライアンス基本規定」等を定めております。これに基づきコンプライアンス担当取締役を任命し、当該取締役は、部門責任者を配置し実効性の確保に努めております。取締役がコンプライアンスに関する重要事実を発見した場合は、取締役会に報告するものとしております。また、取締役は、財務報告の適正性を確保するため、虚偽記載並びに誤謬等が生じないよう実効性のある内部統制を構築しております。なお、反社会的勢力の排除を「役職員行動規範」に定めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書取扱規定」等に基づき、株主総会・取締役会議事録等の重要な文書を適正に保存管理し、「情報処理規定」に基づき電磁的記録についてのセキュリティを確保し情報の毀損や漏洩を防止しております。また、取締役及び監査役は、業務執行部門が保存・管理する情報を、常時、閲覧・謄写できることとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク区分に対応する各管理部門との連携を保ち、社内諸規定を遵守する方策を確保することにより、損失の危険を回避・予防するよう努めております。営業部門は諸規定に基づく権限の範囲内で職務を遂行し、管理部門はリスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し適切に管理しております。また、監査室は、リスク管理の状況を監査し、結果を定期的に社長に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告することとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図っております。また、業務運営に関する個別経営課題は、実務的な観点から常勤の取締役・本部長等によって構成される経営会議において審議しております。経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会において職務執行の決定を行っております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が、法令・定款及び当社の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「役職員行動規範」「コンプライアンス基本規定」

等を定め、全ての役職員に対し周知徹底しております。使用人がコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、業務執行部門の責任者に報告することとしております。また、コンプライアンスに関する報告・相談窓口を設置し、利用者が不利益を蒙らない制度を構築しております。

⑥ 当会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の管理は、「事業投資先管理規定」を制定し適切な管理を行っております。事業を所管する本部長等が、子会社の指導・監督についての管理責任を負っており、原則として取締役及び監査役を派遣し、当社の意思を経営に反映しております。

監査室は、グループ各社の内部統制の有効性を監査し、結果を社長及び各業務執行部門の責任者に報告し、重要な事項については取締役会に報告しております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の監査の実効性を確保するため、監査役が求めた場合は監査役の職務を補助する使用人を設置することとなっております。監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、これに必要な知識・能力を有する者を選任することとしております。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役からの独立性を確保するため、担当取締役は使用人の人事について監査役の意見を求めることとしております。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会・経営会議及び全ての会議等に出席し報告を受けることができることとなっており、重要な経営情報については、監査役に資料を提出し報告することとなっております。また、監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じて取締役等に事業の報告を求めることができるとともに、子会社の往査、子会社監査役との連携等を通じて、子会社から報告を受けることができることとなっております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、「監査役監査基準」に定める監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、監査役監査の環境整備を行っております。また、監査役は、監査室、総務・経理部門及び各部門に対して、監査の協力を求めることができることとなっており、会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができることとなっております。

上記の内容は、当事業年度末日現在の方針を記載しております。なお、「会社法の一部を改正する法律」が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、同年４月21日開催の取締役会決議により同年５月１日付で一部改定を実施しております。改定後の本基本方針は、当社ホームページ（www.meiwa.co.jp）に掲載しております。

【主な改定内容】

上記⑥の「企業集団における業務の適正を確保するための体制」につきまして、子会社に係る、親会社への報告、損失の危険の管理、効率的な職務執行の確保、コンプライアンスに関する体制等の基本方針を明記しております。

また、上記⑨の「監査役への報告に関する体制」に、子会社の役職員からの報告、報告者の不利益扱い等に関する基本方針を明記しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して断固たる態度で対応します。

① 反社会的勢力排除を役職員行動規範に定め、従業員への周知徹底を図っております。
② 反社会的勢力との取引を遮断するため、寄付や団体加入、図書・出版物の購入については規定を定め、内部監査により遵守状況の確認を行っております。
③ 警察署、特殊暴力防止対策協議会、弁護士等と緊密な連携のもとに対応しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を行ってまいります。

以　上

(表示単位)

1. 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 比率については、四捨五入としております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

科目	金額
資産の部	
	百万円
流動資産	**46,566**
現金及び預金	1,837
受取手形及び売掛金	37,372
たな卸資産	6,406
繰延税金資産	268
その他	1,044
貸倒引当金	△362
固定資産	**16,434**
有形固定資産	**621**
建物及び構築物	254
機械及び装置	39
車両	16
器具及び備品	46
土地	264
無形固定資産	**405**
投資その他の資産	**15,406**
投資有価証券	13,367
長期貸付金	8
長期繰延税金資産	298
その他	1,990
貸倒引当金	△257
資産合計	**63,000**

科目	金額
負債の部	
	百万円
流動負債	**30,757**
支払手形及び買掛金	26,185
短期借入金	2,913
１年内返済予定長期借入金	35
リース債務	8
未払法人税等	446
賞与引当金	525
その他	643
固定負債	**5,957**
長期借入金	2,101
リース債務	23
長期繰延税金負債	1,530
役員退職慰労引当金	15
退職給付に係る負債	1,047
その他	1,238
負債合計	**36,714**
純資産の部	
株主資本	**22,736**
資本金	4,024
資本剰余金	2,761
利益剰余金	15,954
自己株式	△3
その他の包括利益累計額	**3,357**
その他有価証券評価差額金	2,473
繰延ヘッジ損益	1
為替換算調整勘定	1,541
退職給付に係る調整累計額	△658
少数株主持分	**191**
純資産合計	**26,286**
負債及び純資産合計	**63,000**

連結損益計算書

(自平成26年４月１日　至平成27年３月31日)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**144,674**
売上原価		**134,506**
売上総利益		**10,168**
販売費及び一般管理費		**8,149**
営業利益		**2,019**
営業外収益		
受取配当金	783	
持分法による投資利益	686	
その他	334	**1,803**
営業外費用		
支払利息	73	
売上割引	27	
外国源泉税	37	
その他	19	**157**
経常利益		**3,665**
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	0	
その他	0	**0**
特別損失		
固定資産除却損	1	**1**
税金等調整前当期純利益		**3,663**
法人税、住民税及び事業税	990	
法人税等調整額	124	**1,115**
少数株主損益調整前当期純利益		**2,548**
少数株主利益		21
当期純利益		**2,526**

連結株主資本等変動計算書

(自平成26年４月１日　至平成27年３月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年４月１日残高	4,024	2,761	13,663	△3	20,445
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△292		△292
当期純利益			2,526		2,526
自己株式の取得				△0	△0
連結範囲の変動			△24		△24
連結子会社の決算期の変更に伴う増減			81		81
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,291	△0	2,291
平成27年３月31日残高	4,024	2,761	15,954	△3	22,736

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年４月１日残高	1,391	1	631	△601	1,422	161	22,029
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△292
当期純利益							2,526
自己株式の取得							△0
連結範囲の変動							△24
連結子会社の決算期の変更に伴う増減							81
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,082	0	909	△57	1,934	30	1,965
連結会計年度中の変動額合計	1,082	0	909	△57	1,934	30	4,256
平成27年３月31日残高	2,473	1	1,541	△658	3,357	191	26,286

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数　６社

連結子会社の名称

十全㈱、東京グラスロン㈱、ソーケン㈱、㈱明和セールス、明和産業（上海）有限公司、㈱武田商事

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

明和産業貿易（大連保税区）有限公司
MEIWA VIETNAM CO.,LTD

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

また、連結子会社であった明和産業貿易（大連保税区）有限公司は、事業が縮小したことにより重要性が低下したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数　３社

主要な会社等の名称

㈱鈴裕化学、クミ化成㈱

クミ化成㈱については、同社の子会社５社に対する投資について持分法を適用して認識した損益が連結計算書類に与える影響が大きいため、当該５社の損益をクミ化成㈱の損益に含めて計算しており、持分法適用会社数はクミ化成㈱グループ全体を１社として表示しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

① 非連結子会社

明和産業貿易（大連保税区）有限公司、MEIWA VIETNAM CO.,LTD

② 関連会社

㈱赤萩フランジ
VIETNAM RARE ELEMENTS CHEMICAL JOINT STOCK COMPANY

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、明和産業（上海）有限公司（12月31日）を除き、連結決算日と一致しております。
なお、連結計算書類の作成に当たっては、明和産業（上海）有限公司については、同社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
また、当連結会計年度において、十全㈱及び㈱武田商事は12月31日から３月31日に、㈱明和セールスは１月31日から３月31日に、東京グラスロン㈱及びソーケン㈱は２月末日から３月31日に、それぞれ決算日を変更しております。なお、当連結会計年度は対応する期間の損益を取り込み、一方、各社における平成26年３月31日までの１～３か月間の損益については利益剰余金で調整し連結しております。

4．会計処理基準に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
① 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
② デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法
デリバティブ　　時価法
③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
当社及び連結子会社は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社は建物については定率法を、建物以外については主に貸与資産であり定額法を、国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～30年
構築物	5年～15年
機械及び装置	5年～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
追加情報
従来、当社における従業員に対して支給する賞与については支給確定額を「未払費用」として計上しておりましたが、賞与支給制度の見直しにより連結計算書類作成時に支給額が確定しないこととなったため、当連結会計年度より支給見込額を「賞与引当金」として計上しております。

③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
追加情報
当社は、平成26年６月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、また同株主総会において各取締役及び各監査役の在任期間に応じた役員退職慰労金を打切り支給することを決議しました。
これに伴い、当社の取締役及び監査役に対する打切り支給額の未払分については「固定負債」の「その他」に含めて計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
① ヘッジ会計の処理
繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約についてはすべて振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法
会計基準変更時差異（2,182百万円）は、15年による定額法により費用処理しております。
過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．会計方針の変更
退職給付に係る会計処理の方法
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っておりますが、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債及び利益剰余金、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額へ及ぼす影響はありません。

Ⅲ．表示方法の変更

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、特別損失のすべてを占めているため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

Ⅳ．連結貸借対照表に関する注記

１．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産減価償却累計額　1,138百万円

２．保証債務

当社の従業員の金融機関からの借入債務に対し保証を行っております。

従業員住宅ローン　3百万円

３．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券　779百万円

(2) 担保に係る債務

仕入債務　2,971百万円

４．売上債権の流動化

受取手形譲渡額　107百万円

売掛金譲渡額　43百万円

売掛金流動化に伴う遡及義務額　8百万円

Ⅴ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度末における発行済株式の数

普通株式　41,780,000株

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	292百万円	7円	平成26年３月31日	平成26年６月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年６月26日開催予定の平成26年度定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	334百万円
１株当たり配当額	8円
基準日	平成27年３月31日
効力発生日	平成27年６月29日

Ⅵ．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、信用管理規定等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

２．金融商品の時価に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが、極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

（(注２）参照）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（*）	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	1,837	1,837	－
(2) 受取手形及び売掛金	37,372	37,372	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	5,190	5,190	－
(4) 支払手形及び買掛金	(26,185)	(26,185)	－
(5) 短期借入金	(2,913)	(2,913)	－
(6) 長期借入金	(2,101)	(2,108)	△6
(7) デリバティブ取引	1	1	－

(*)　負債に計上されているものについては、(　) で表示しております。

(注１)　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価	当該時価の算定方法
為替予約等の振当処理	為替予約取引					
	売建					先物為替相場によっている
	米ドル		256	－	△0	
	人民元	売掛金	261	－	－	
	ユーロ		7	－	0	
	買建					
	米ドル		1,611	－	6	
	人民元	買掛金	100	－	0	
	ユーロ		252	－	△4	

（注２） 非上場株式及び出資金（連結貸借対照表計上額8,177百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めていません。

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	624円81銭
１株当たり当期純利益	60円50銭

計算書類

貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
	百万円		百万円
流動資産	**33,806**	**流動負債**	**24,809**
現金及び預金	832	支払手形	3,123
受取手形	7,967	買掛金	17,189
電子記録債権	202	短期借入金	3,503
売掛金	19,493	未払金	117
商品	3,489	未払費用	73
未着商品	778	未払法人税等	266
前渡金	6	前受金	47
前払費用	3	預り金	24
繰延税金資産	198	賞与引当金	450
その他	939	その他	13
貸倒引当金	△105	**固定負債**	**3,755**
固定資産	**9,120**	長期借入金	2,000
有形固定資産	**151**	長期繰延税金負債	616
建物及び構築物	82	その他	1,139
機械及び装置	38	**負債合計**	**28,565**
車両	1	**純資産の部**	
器具及び備品	28	**株主資本**	**12,438**
土地	0	**資本金**	**4,024**
無形固定資産	**307**	**資本剰余金**	**2,761**
投資その他の資産	**8,661**	資本準備金	2,761
投資有価証券	5,200	**利益剰余金**	**5,657**
関係会社株式	1,360	利益準備金	337
出資金	226	その他利益剰余金	5,319
関係会社出資金	481	繰越利益剰余金	5,319
長期貸付金	1	**自己株式**	**△3**
更生債権等	188	**評価・換算差額等**	**1,922**
長期前払費用	0	その他有価証券評価差額金	1,920
前払年金費用	66	繰延ヘッジ損益	1
その他	1,324	**純資産合計**	**14,361**
貸倒引当金	△189		
資産合計	**42,926**	**負債及び純資産合計**	**42,926**

損益計算書

(自平成26年４月１日　至平成27年３月31日)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**107,227**
売上原価		**102,213**
売上総利益		**5,013**
販売費及び一般管理費		**4,270**
営業利益		**743**
営業外収益		
受取配当金	1,350	
その他	164	**1,515**
営業外費用		
支払利息	76	
売上割引	27	
外国源泉税	37	
その他	21	**163**
経常利益		**2,095**
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	0	**0**
特別損失		
固定資産除却損	1	**1**
税引前当期純利益		**2,094**
法人税、住民税及び事業税	517	
法人税等調整額	15	**533**
当期純利益		**1,560**

株主資本等変動計算書

(自平成26年４月１日　至平成27年３月31日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
	百万円	百万円	百万円
平成26年４月１日残高	4,024	2,761	2,761
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	－	－	－
平成27年３月31日残高	4,024	2,761	2,761

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年４月１日残高	337	4,051	4,388	△3	11,170
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△292	△292		△292
当期純利益		1,560	1,560		1,560
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	－	1,268	1,268	△0	1,268
平成27年３月31日残高	337	5,319	5,657	△3	12,438

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年4月1日残高	954	0	955	12,126
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△292
当期純利益				1,560
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	966	0	966	966
事業年度中の変動額合計	966	0	966	2,234
平成27年3月31日残高	1,920	1	1,922	14,361

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ　　時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物については定率法を、建物以外については主に貸与資産であり、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～18年
構築物	5年～15年
機械及び装置	5年～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成20年３月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

追加情報

従来、当社における従業員に対して支給する賞与については支給確定額を「未払費用」として計上しておりましたが、賞与支給制度の見直しにより連結計算書類作成時に支給額が確定しないこととなったため、当事業年度より支給見込額を「賞与引当金」として計上しております。

(3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
会計基準変更時差異（1,988百万円）については、15年による定額法により費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
(1) ヘッジ会計の処理
繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約についてはすべて振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。
(2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．会計方針の変更
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っておりますが、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う当事業年度の期首の退職給付引当金及び繰越利益剰余金、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額へ及ぼす影響はありません。

Ⅲ．表示の変更
前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、特別損失のすべてを占めているため、当事業年度より独立掲記することとしております。

Ⅳ．追加情報
役員退職慰労引当金
当社は、平成26年６月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、また同株主総会において各取締役及び各監査役の在任期間に応じた役員退職慰労金を打切り支給することを決議しました。
これに伴い、当社の取締役及び監査役に対する打切り支給額の未払分については「固定負債」の「その他」に含めて計上しております。

Ⅴ．貸借対照表に関する注記

1．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	2,188百万円
短期金銭債務	935百万円

2．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 639百万円

3．保証債務

他の会社等の金融機関等からの借入債務及び取引先からの仕入債務に対し、保証を行っております。

十全㈱	93百万円
明和産業（上海）有限公司	1,092百万円
従業員住宅ローン	3百万円
計	1,189百万円

4．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	690百万円

(2) 担保に係る債務

仕入債務	2,942百万円

5．売上債権の流動化

受取手形譲渡高	107百万円
売掛金譲渡高	43百万円
売掛金流動化に伴う遡及義務額	8百万円

Ⅵ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高	
売上高	7,275百万円
仕入高	2,233百万円
営業取引以外の取引による取引高	599百万円

Ⅶ．株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末における発行済株式の数

普通株式 41,780,000株

2．当事業年度末における自己株式の数

普通株式 16,726株

Ⅷ．税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	149百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	33百万円
その他	56百万円
繰延税金資産小計	238百万円
評価性引当額	△39百万円
繰延税金資産合計	198百万円

長期繰延税金資産	
投資有価証券評価損	370百万円
関係会社株式評価損	122百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	51百万円
その他	131百万円
長期繰延税金資産小計	676百万円
評価性引当額	△661百万円
長期繰延税金資産合計	14百万円

長期繰延税金負債	
前払年金費用	△21百万円
その他有価証券評価差額金	△609百万円
長期繰延税金負債合計	△630百万円

差引：長期繰延税金負債の純額	△616百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.60%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.62%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.83%
外国源泉税	0.64%
住民税均等割等	0.40%
評価性引当額	△3.30%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.78%
その他	△0.43%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.48%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.1％、平成28年４月１日以降のものについては32.3％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が47百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が16百万円、その他有価証券評価差額金額が61百万円、繰延ヘッジ損益が０百万円それぞれ増加しております。

Ⅸ．関連当事者との取引に関する注記

1．親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属　性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
その他の関係会社	三菱商事㈱	被所有 直接 33.1%	商品の売買 同社従業員２人が役員に就任 ２人が被出向	商品の販売他	454	売掛金	23
				商品の購入他	1,536	買掛金	216
				－	－	未収入金	6

取引条件及び取引条件の決定方針等

商品販売価格及び商品購入価格は、国内取引においては主として市場実勢価格を基準にして取引の都度決定しており、また、貿易取引においては主として双方の採算に基づく見積りを提示して取引の都度、交渉により決定しております。

2．子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属　性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	十全㈱	所有 直接 90.4%	商品の売買 資金の借入 当社役員１人 従業員３人が役員に就任	商品の販売他	146	売掛金	42
				商品の購入他	87	買掛金	27
				資金の借入	1,020	短期借入金	590
				支払利息	1		
				受取配当金	31	－	－
				－	－	保証債務	93
	東京グラスロン㈱	所有 直接 97.1%	商品の売買 当社従業員 ４人が役員に就任	商品の販売他	2,590	受取手形	618
						売掛金	252
				商品の購入他	2	買掛金	0
				受取配当金	77	－	－
				支払利息	10	－	－
	㈱明和セールス	所有 直接 51.0%	資金の貸付 当社役員１人 従業員２人が役員に就任	資金の貸付	4	短期貸付金	200
				受取利息	3	未収入金	0
				－	－	未払金	0
	明和産業（上海）有限公司	出資 直接 100.0%	商品の売買 当社役員３人 従業員６人が役員に就任	商品の販売他	672	売掛金	112
				商品の購入他	145	買掛金	4
				受取配当金	376	－	－
				－	－	保証債務	1,092
関連会社	クミ化成㈱	所有 直接 39.9%	商品の売買 当社役員２人 従業員１人が役員に就任	商品の販売他	893	受取手形	139
						電子記録債権	133
						売掛金	57
				商品の購入他	256	買掛金	74
				受取配当金	44	－	－
	P.T. Pakarti Riken Indonesia	所有 直接 20.0%	商品の売買 当社役員１人が役員に就任	商品の販売他	118	売掛金	34
				受取配当金	27	未収入金	27

(1) 商品販売価格及び商品購入価格は、主として市場実勢価格を基準として取引の都度決定しております。支払条件については一般の支払条件に準じております。

(2) 十全㈱からの借入金については、グループ間での資金集中管理のため、同社の余剰資金を預っているものであり、借入利率については市場金利等を勘案して決定しております。

(3) ㈱明和セールスに対する貸付については、運転資金として貸付けたものであり、利率は市場金利を勘案して決定しております。

Ⅹ．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	343円87銭
１株当たり当期純利益	37円37銭

Ⅺ．その他の注記

退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△5,514百万円
年金資産	4,608百万円
未積立退職給付債務	△906百万円
未認識過去勤務費用	△80百万円
未認識数理計算上の差異	1,054百万円
前払年金費用	66百万円

(3) 退職給付費用の内訳

勤務費用	108百万円
利息費用	50百万円
期待運用収益	△80百万円
過去勤務費用の費用処理額	△10百万円
数理計算上の差異の費用処理額	135百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	132百万円
退職給付費用合計	335百万円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	2.0%
退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
過去勤務債務の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	10年
会計基準変更時差異の処理年数	15年

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月14日

明和産業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂木浩之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西川福之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、明和産業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 **謄本**

独立監査人の監査報告書

平成27年５月14日

明和産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　茂木浩之　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西川福之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、明和産業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視し検証致しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

明和産業株式会社　監査役会

常勤監査役　松　前　廣　礼　㊞

社外監査役　和　田　光　弘　㊞

社外監査役　北　島　雅　幸　㊞

社外監査役　木　下　勝　也　㊞

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的かつ継続的に利益配分を行うことを基本方針としております。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき　金８円　総額334,106,192円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第26条（社外取締役の責任免除）及び第36条（社外監査役の責任免除）を規定しております。今般、「会社法の一部を改正する法律」により、責任限定契約を締結できる対象が拡大されたことに伴い、現行定款第26条及び第36条の規定をそれぞれ変更するものであります。なお、第26条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分です）

現　行　定　款	変　更　案
第26条（社外取締役の責任免除） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、８百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第26条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第１項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、８百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第36条（社外監査役の責任免除） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、８百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第36条（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、８百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

１．山邉（やまべ）　福二郎（ふくじろう）　（昭和26年12月13日生）【再任】

■ **略歴及び地位・担当**

昭和50年４月	三菱商事株式会社入社	平成19年４月	泰国三菱商事会社社長兼泰ＭＣ商事会社社長
平成11年４月	同社基礎化学品本部メタノールユニットマネージャー	平成23年６月	当社常務取締役経営企画担当兼食料・金属製品本部長
平成14年10月	同社汎用化学品本部無機原料ユニットマネージャー	平成24年６月	代表取締役社長（現職）

■ **重要な兼職の状況**

クミ化成株式会社　社外取締役（注３）

■ **候補者の有する当社の株式数**　**9,700株**

２．向井（むかい）　明紀（あきのり）　（昭和28年８月８日生）【再任】

■ **略歴及び地位・担当**

昭和51年４月	三菱商事株式会社入社	平成22年６月	当社取締役経理本部副本部長
平成16年１月	同社機械グループコントローラーオフィスアシスタントグループコントローラー	平成24年６月	常務取締役職能部門管掌兼経理本部長（現職）
平成20年６月	三菱商事マシナリ株式会社執行役員企画管理本部副本部長兼経理部長		

■ **重要な兼職の状況**

明和産業（上海）有限公司　董事（注２）

クミ化成株式会社　社外監査役（注３）

■ **候補者の有する当社の株式数**　**8,500株**

3．松井 淳一（まついじゅんいち）（昭和26年12月5日生）【再任】

■ 略歴及び地位・担当

昭和50年４月	当社入社	平成21年４月	取締役化学品本部長
平成13年７月	石油部長	平成23年６月	常務取締役化学品本部長
平成14年５月	燃料本部副本部長	平成25年４月	常務取締役化学品・石油製品本部長
平成17年６月	石油本部副本部長		
平成18年４月	中国総代表兼明和産業（上海）有限公司総経理	平成26年４月	常務取締役営業部門管掌兼化学品・石油製品本部長(現職)
平成20年６月	取締役中国総代表兼明和産業（上海）有限公司総経理		

■ 重要な兼職の状況

明和産業（上海）有限公司　董事（注２）
十全株式会社　取締役（注２）

■ 候補者の有する当社の株式数　　18,500株

4．長谷川 龍（はせがわりゅう）（昭和30年４月20日生）【再任】

■ 略歴及び地位・担当

昭和53年４月	三菱化成株式会社〔現三菱化学㈱〕入社	平成18年４月	同社炭素部門炭素企画室長
		平成19年10月	三菱化学ヨーロッパ社社長
平成15年６月	三菱化学株式会社炭素・無機部門炭素事業部グループマネージャー	平成23年１月	三菱化学株式会社コーポレートマーケティング部長
		平成25年６月	当社取締役経営企画担当
平成16年４月	同社炭素部門炭素事業部グループマネージャー	平成26年10月	取締役監査室長兼経営企画担当
平成17年１月	同社炭素部門炭素事業部コークス・石炭グループマネージャー	平成27年４月	取締役経営企画担当（現職）

■ 重要な兼職の状況

明和産業（上海）有限公司　董事（注２）

■ 候補者の有する当社の株式数　　1,500株

5．大友 伸彦（おおとも のぶひこ）（昭和31年1月11日生）【新任】

■ 略歴及び地位・担当

昭和54年４月	三菱商事株式会社入社	平成24年４月	北米三菱商事会社化学品部門担当シニア・バイス・プレジデント
平成13年４月	同社フッ素ケミカルユニットマネージャー		
平成21年４月	MC山三ポリマーズ株式会社代表取締役社長	平成27年４月	当社社長付（現職）
平成23年３月	米国三菱商事会社本店化学品部門担当シニア・バイス・プレジデント		

■ 候補者の有する当社の株式数　―

6．尾首 貴士（おくび たかし）（昭和31年6月6日生）【新任】

■ 略歴及び地位・担当

昭和55年４月	三菱化成株式会社〔現三菱化学㈱〕入社	平成22年４月	同社大阪支社長
平成11年５月	三菱化学株式会社合繊原料カンパニーテレフタル酸事業部グループマネージャー	平成25年４月	三菱化学（中国）商貿有限公司董事長兼総経理
		平成27年４月	当社社長付（現職）
平成14年11月	三南石油化学株式会社取締役副社長		
平成19年４月	三菱化学株式会社ポリマー本部フェノール・ポリカーボネート事業部長		

■ 候補者の有する当社の株式数　―

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社の連結子会社であります。
3. 当社の関連会社で持分法適用会社であります。

7．南（みなみ）　敏文（とし ふみ）　（昭和22年11月26日生）【再任】【社外取締役候補者】【独立役員候補者】

■ 略歴及び地位・担当

昭和47年４月	大阪地方裁判所判事補
平成２年４月	東京高等裁判所判事
平成５年９月	東京地方裁判所部総括判事
平成10年４月	横浜地方裁判所部総括判事
平成13年４月	東京地方裁判所所長代行
平成14年７月	徳島地方裁判所長兼徳島家庭裁判所長
平成16年２月	京都家庭裁判所長
平成17年７月	東京高等裁判所部総括判事
平成23年３月	東京高等裁判所部総括判事兼長官代行
平成24年11月	同所退官
平成25年２月	シティユーワ法律事務所弁護士（現職）
平成25年６月	当社取締役（現職）

■ 重要な兼職の状況

シティユーワ法律事務所　弁護士

■ 候補者の有する当社の株式数　―

（注）1. 南氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は南氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 南氏は、司法に長年に亘って携わり、法令についての極めて高い見識と豊富な経験を有しております。これらを活かし、客観的視点で独立性をもって経営全般に提言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 南氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
4. 南氏は、当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、シティユーワ法律事務所に弁護士として在籍しておりますが、同所との間に取引関係はありません。
5. 当社は、南氏が社外取締役に期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第423条第１項の損害賠償責任に関し、社外取締役がその責任の原因となった職務遂行について、善意かつ重大な過失がない場合に限り、８百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内略図

東京都千代田区丸の内三丁目３番１号
新東京ビル３階　当社本店大会議室（306区）

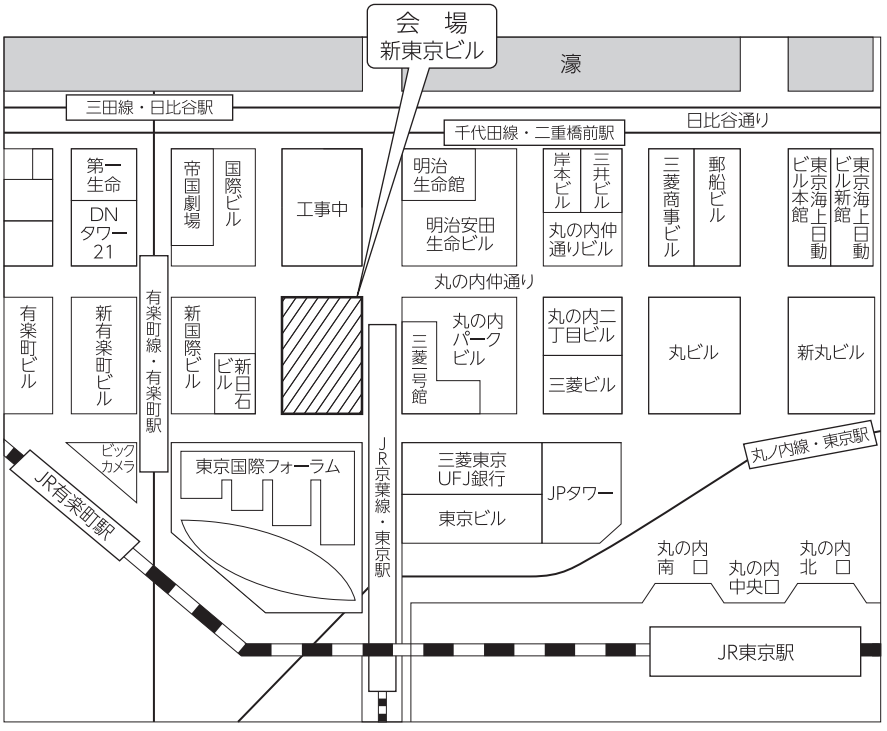

●ＪＲ
・「有楽町」駅より徒歩５分（国際フォーラム口）
・「東京」駅より徒歩７分（丸の内南口）

●地下鉄
・有楽町線「有楽町」駅より徒歩５分（D5出口）
・日比谷線「日比谷」駅より徒歩７分（A3出口）
・千代田線「二重橋前」駅より徒歩３分（B7出口）
・三田線「日比谷」駅より徒歩５分（B4出口）

※ＪＲは改札から、地下鉄は地上出口からの所要時間です。
駅構内及び地下道の時間は含まれておりませんのでご注意ください。

明和産業株式会社

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。